

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則及び北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
 - スポーツ基本法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則…………… 2
- ### 告示
- 教育職員免許状の失効について…………… 2
 - 平成23年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等について…………… 3
- ### 通知・通達・照会
- 別海町旧奥行白駅通所の史跡指定及び洞爺湖町入江・高砂貝塚の史跡追加指定について…………… 3

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育庁組織規則及び北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第17号）

- 1 趣旨
P T A・青少年教育団体共済法が制定され、教育委員会の職務権限に関する規定に共済事業に関する事務が明記されたことに伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 北海道教育庁組織規則
共済事業に関する事務を、生涯学習課の事務として新たに規定することとした(第1条関係)。
 - (2) 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則
共済事業に関する事務を、教育長に委任できない事務として新たに規定することとした(第2条関係)。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆スポーツ基本法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則（教育委員会規則第18号）

- 1 趣旨
スポーツ基本法が施行され、都道府県のスポーツ振興審議会は任意に設置できるものとなり、名称もスポーツ推進審議会に改正されたが、道として今後も北海道のスポーツ行政を推進するために専門的な意見を聴取する必要があることから、北海道スポーツ振興審議会条例を全部改正し、北海道スポーツ推進審議会条例を制定したことに伴い、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 北海道スポーツ表彰規則及び北海道教育庁組織規則の一部改正
スポーツ基本法の施行及び北海道スポーツ推進審議会条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととした(第1条及び第2条関係)。
 - (2) 北海道スポーツ振興審議会規則の廃止
北海道スポーツ振興審議会規則に規定していた会議の運営に必要な事項が、新たに北海道スポーツ推進審議会条例に規定されたことに伴い、規則を廃止することとした(第3条関係)。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第17号

北海道教育庁組織規則及び北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

(北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の規定に基づく共済事業に関すること。

(北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正)

第2条 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第33号を第34号とし、第32号の次に次の1号を加える。

(33) P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の規定に基づく共済事業に関すること。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

スポーツ基本法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第18号

スポーツ基本法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則

(北海道スポーツ表彰規則の一部改正)

第1条 北海道スポーツ表彰規則（昭和38年北海道教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第15条」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条」に改める。

第5条中「北海道スポーツ振興審議会」を「北海道スポーツ推進審議会」に改める。

(北海道教育庁組織規則の一部改正)

第2条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第19号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に改め、同項第23号中「北海道スポーツ振興審議会」を「北海道スポーツ推進審議会」に改める。

(北海道スポーツ振興審議会規則の廃止)

第3条 北海道スポーツ振興審議会規則（昭和37年北海道教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第74号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第3号の規定により平成23年9月21日失効した。

平成23年10月18日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

氏 名	堀 井 靖 之	本 籍 地	北 海 道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者	
小学校教諭 1 種免許状	昭56小1 普第70号	昭和56年 3 月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭 1 種免許状 （社 会）	昭56中1 普第133号			

高等学校教諭1種免許状 (地理歴史 公民)	昭56高2普第333号	
--------------------------	-------------	--

北海道教育委員会告示第75号

北海道が平成23年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成23年10月18日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
<p>地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金）</p> <p>子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって、学校や通学路における子どもの安全・安心の確保に取り組む体制を整備するため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村（市町村の組合を含み、札幌市、旭川市及び函館市を除く。）	<p>地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 スクールガード・リーダーの巡回指導事業 (1) スクールガード・リーダーの巡回指導と評価事業 謝金、消耗品費、保険料 (2) スクールガード・リーダー育成講習会事業 謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費、食糧費（講習会の受講者に係るものは除く。）</p> <p>2 スクールガード養成講習会事業 講師に対する謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費</p> <p>3 子どもたちの見守り活動事業 謝金（スクールガードに対するものは除く。）、保険料、消耗品費、資料等の印刷製本費、備品費（机等の事務器具は除く。）</p>	3分の2以内	<p>1 共通第2号様式</p> <p>2 共通第14号様式</p> <p>3 共通第18号様式</p> <p>4 共通第20号様式</p>	<p>1 共通第2号様式</p> <p>2 共通第29号様式</p> <p>3 共通第31号様式</p>	<p>1 提出部数 1部</p> <p>2 提出期限 別に指示する日</p> <p>3 提出先 北海道教育庁学校教育局 参事（生徒指導・学校安全）</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、昭和49年北海道告示第802号で定める様式を使用すること。</p> <p>なお、同告示の様式中宛先に「北海道知事(氏名)」とあるのは、「北海道教育委員会教育長(氏名)」と書き換えて使用すること。</p> <p>2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>

通達・通知・照会

教文ス第1966号
平成23年10月18日

各教育局長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

別海町旧奥行白駅通所の史跡指定及び洞爺湖町入江・高砂貝塚の史跡追加指定
について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、別記1及び別記2のとおり史跡指定及び史跡追加指定がありましたので通知します。

（生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財調査グループ）

別記1

種 別	史跡
名 称	旧奥行白駅通所
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の史跡6「交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」による。
指定地の概要	旧奥行白駅通所は、明治43年（1910）から昭和5年（1930）までの間、人馬の継ぎ立てと宿泊、物資の通送等の便宜を図った施設であり、北海道東部の根室と別海の間、根室湾から約9キロメートル内陸の別海町奥行に所在する。駅通所とは、近代の北海道において、交通不便の地に駅舎や人馬等を備え、宿泊・輸送等の便宜を図った施設である。駅通所開設に際しては、地元で牧畜業を営む山崎藤次郎が駅通取扱人となり、その自宅が駅舎として使用された。駅舎は、明治末から大正初期の増築を経て、大正9年（1920）には客室として2階建ての寄棟が増築され、物資運搬等の拠点として機能した。その後、殖民軌道根室線の開通や、内陸部への入植が進んだことから昭和5年に廃止された。当時を偲ばせるものとして、駅舎1棟、馬屋2棟、倉庫1棟が現存する。このうち駅舎は、木造寄棟造（一部切妻造）二階建て建物であり、駅通最盛期の大正時代の趣を残す。周囲には旧道や駅通所時代以来の牧草地が広がり、往時の歴史的景観を今に良く伝えているほか、古文書、調度品等も多数残されている。このように、旧奥行白駅通所は、我が国近代の北海道開拓の歴史を知る上で貴重である。
指定地の所在地	北海道野付郡別海町奥行9番22、9番42、15番11、15番12、15番13、15番54、15番72、15番75、15番76、15番77、15番78、15番81、15番82のうち実測3,258.57平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び別海町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
指定地の面積	61,496.01平方メートル
指定年月日	平成23年9月21日（文部科学省告示第140号）

別記2

種 別	史跡
名 称	入江・高砂貝塚
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の史跡1「貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡」による。
指定地の概要	縄文時代後期を中心とする入江貝塚と、後期初頭から晩期にかけての高砂貝塚からなる史跡。両貝塚の周辺には竪穴建物や配石遺構のほか、多数の墓が検出されている。今回はこのうち高砂貝塚について、指定の要件が整った地域を追加指定するものである。
指定地の所在地	（追加指定分） 北海道虻田郡洞爺湖町高砂町61番1のうち実測5,553.54平方メートル、61番2、61番3、61番4のうち実測604.17平方メートル、61番5、62番8、64番6 備考 一筆のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び洞爺湖町教育委員会に備え置いて縦覧に供す

	る。
指定地の面積	(追加指定分) 10,957.71平方メートル
指定年月日	平成23年9月21日（文部科学省告示第144号）

